

Ⅲ J-Adviserについて

1 J-Adviser 資格の取得について

(1) J-Adviser 資格の取得要件について

J-Adviser 制度は TOKYO PRO Market のコンセプトの核となる制度であり、J-Adviser は、東証のパートナーとして TOKYO PRO Market のマーケット機能の維持向上に努めることが期待されています。

また、担当 J-Adviser は J-Adviser 契約を締結する申請会社及び TOKYO PRO Market 上場会社（以下、「担当会社」といいます。）に対して、新規上場申請から上場後まで継続的に J-Adviser 契約に基づく適切な助言・指導を行う義務を負うことから、東証は J-Adviser 資格を取得しようとする法人に対して、資本市場における知見及び実績、業務体制を中心とする厳格な要件を求めています。

なお、J-Adviser 資格に係る主な取得要件は次のとおりです。

- (1) J-Adviser 資格の取得の申請日から遡って2年間において、コーポレート・ファイナンス助言業務に関する十分な経験があること、又は施行規則で定める場合に該当すること
- (2) J-QSが3名以上いること
- (3) 経営の体制が適切であること
- (4) 財務の状況が健全であって、かつ、当該財務の状況がウェブサイトに公表されていること
- (5) 当取引所とともにプリンシプルベースの考え方にに基づき当取引所の市場を運営するパートナーとしての意欲と能力を有していること
- (6) 日本の資本市場での経験及び知見を有していること
- (7) 業務を公正かつ効率的に遂行できる体制を有する法人であること
- (8) 第313条に規定する契約を履行できる適切な体制を有していること
- (9) 自社が業務を行う法域において、監督当局が存在する場合は、当該監督当局による監督に適切に服していること
- (10) 当取引所の市場の評価等を毀損するおそれがないこと
- (11) 反社会的勢力との関係を有しないこと
- (12) その他当取引所が必要と認める要件を満たしていること

(特例第304条第1項)

(2) J-QSの認定について

J-Adviser 制度の特徴の1つとして、J-Adviser の資格要件として、J-Adviser としての業務を行うために十分な経験と高い知見を有する J-QS (Qualified Specialist) を3名以上確保しなければならない、という規定があります。J-Adviser として担当会社に対して質の高いサービスを提供し、また指導力を発揮するためには、十分な人的リソースを有する必要があるという考え方に基づくものです。

J-QS は個人に対して付与される資格ではなく、担当会社に対する J-Adviser としての義務を履行する責任者として J-Adviser が常勤の役職者から個々に指名し、適格性を有する者について東証がその認定を行うものです。したがって、J-QS の J-Adviser 社内での役職や部署は各 J-Adviser の業務体制や考え方によって異なります。J-Adviser は担当会社の上場申請にあたり、J-QS の少なくとも1名を「上場適格性に係る宣誓書」において当該企業の担当 J-QS として記載する必要があるほか、上場後も担当 J-QS が J-Adviser を代表して担当会社に対して助言・指導を行うことが期待されています。

なお、J-Adviser の役職員が J-QS の認定を受けるためには、以下の要件を満たすことが求められます。

- (1) J-Adviser 又は J-Adviser 資格取得申請者の常勤の役職員であること
- (2) J-QS の認定の申請日から遡って5年間において、コーポレート・ファイナンス助言業務に関する経験を通算して3年以上有している者であること
- (3) 新規上場に係る業務及び上場会社の上場後の義務の履行に係る業務全体に十分な理解がある者であること
- (4) 日本の資本市場での経験及び知見を有している者であること
- (5) J-QS として関与する業務を通じて当取引所の市場の発展に貢献できる者と認められる者であること
- (6) J-Adviser として関与する業務について、これを統括する立場にある者であること
- (7) 自社が業務を行う法域において、監督当局が存在する場合は、当該監督当局による監督に適切に服していること
- (8) 当取引所の市場の評価等を毀損するおそれのない者であること
- (9) 反社会的勢力との関係を有しない者であること

(特例第 309 条)

(3) J-Adviser 資格の取得申請について

J-Adviser 資格の取得をご検討される場合においては、東証上場推進部までお問い合わせください。

2 J-Adviserが果たすべき義務について

J-Adviserは担当会社に対して企業価値を向上させるよう助言・指導を行うなど、TOKYO PRO Marketの市場としての機能の維持及び向上に努めることが求められています。また、担当会社にとってJ-AdviserはTOKYO PRO Market上場後も重要なパートナーであり続けます。したがって、J-Adviserには資格取得時のみならず、継続的に役割を果たすことが求められます。

(1) J-Adviserの適格性の継続維持義務

(J-Adviserの適格性の継続維持義務)

- 1 J-AdviserはJ-Adviser資格の取得後も第304条第1項各号に掲げる基準を継続的に満たさなければならない。
- 2 当取引所は、J-Adviserが第304条第1項各号に掲げる基準を満たしていないと認められた場合は、第327条の規定に従い、J-Adviser資格の取消しその他の措置を講じることができる。
- 3 J-Adviserは、この特例に基づく義務を履行するために、常時十分なJ-QSその他の人員を確保しなければならない。

(特例第306条)

J-AdviserはJ-Adviser資格の取得後も継続的に当該取得基準を満たし続けることが求められていますが、担当する会社数が増加するに応じて、J-Adviserとしての業務量も増加することが想定されることから、担当する会社数に応じたJ-QS及びJ-QSの補助業務者を確保することが求められます。

(2) 担当会社からの独立性維持について

1 J-Adviserは、次の各号に掲げる事項の遵守その他必要な措置を講じることにより、担当会社からの独立性を維持しなければならない。この場合における取扱いは施行規則で定める。

- (1) J-Adviserの役職員が担当会社の役職員を兼任していないこと
- (2) 担当会社との利益相反がなく、担当会社との利益相反を回避するための十分な社内及びグループ内の体制を維持していること

2 J-Adviserは、担当会社及び当該担当会社が支配している又は関係を有する会社に対して、この章に定めるJ-Adviserの義務の履行に関して利益相反とならない限りにおいて、J-Adviserとしての業務以外の役務を提供することができる。

(特例第312条)

J-Adviserは担当会社に対して上場適格性要件の調査・確認を行う立場にある一方で、様々な場面で助言・指導を行うことが求められております。したがって、担当会社に対して独立性を維持し、J-Adviser内部においても適切なファイヤーウォールを構築するなど、担当会社と利益相反なく行動するための体制を確保することが求められます。

(3) 新規上場申請時の義務

J-Adviserは、担当する新規上場申請をしようとする者が、第113条に規定する上場適格性要件を満たしているか、及び第2編第2章に規定する義務を履行できるかについて調査及び確認を行い、施行規則で定めるところにより「上場適格性に係る宣誓書」及び「上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目」を作成のうえ、併せて当取引所に提出しなければならない。

(特例第314条)

J-Adviserは、担当する新規上場申請者に対し、第2編第2章に規定する新規上場申請者の義務の履行について助言するとともに、同章の規定に従い新規上場に関する事務を行うものとする。

(特例第315条)

J-Adviserは担当会社の上場申請にあたり、担当J-Adviserとして担当会社の上場適格性の調査・確認の結果に基づき、「上場適格性に係る宣誓書」及び「上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目」を作成することで、東証が求める調査・確認の範囲を充足していることを示すことが求められます。また、担当会社に対して上場申請に必要な手続きの履行や準備すべき書類について助言すると共に、担当J-QS面談や必要書類の提出など、上場申請の意向表明から上場までに必要な事務を行うことが求められます。

(4) 上場後の義務

1 J-Adviserは、担当上場会社が第2編第3章の規定に基づく義務を適切に履行しているかの調査及び確認を行わなければならない。

2 J-Adviserは、担当上場会社が第2編第3章の規定に基づく義務を履行するよう適切な助言及び指導を行わなければならない。

3 J-Adviserは、担当上場会社が前項の助言及び指導に従わない場合には、直ちに当取引所に報告するとともに、第313条に規定する契約の解約について検討しなければならない。

(特例第316条)

J-Adviserは担当会社が上場した後も適時開示等の上場会社としての義務を適切に履行するための助言・指導を行うほか、上場管理の観点から、担当会社が上場会社の義務を履行しているかどうか、調査・確認を行うことが求められています。J-Adviserは担当会社に対してこのような義務を履行するために必要な項目を予めJ-Adviser契約に記載することが求められるほか、担当上場会社が上場会社としての義務を履行できないと判断した場合には、J-Adviser契約を解除する必要があります。

J-Adviserは、担当上場会社が第2編第3章に規定する上場後の義務を履行するために必要な事務を行うものとする。

(特例第317条)

J-Adviserは担当会社の適時開示義務の履行のために必要な事務、具体的には担当会社が作成した適時開示資料の確認及びTDnetへの登録、東証担当者との調整を行うことが求められます。J-Adviserは、担当会社が適時開示の必要となった場合に、担当会社が開示資料を作成及び開示できるよう、担当J-Adviserと担当会社の連携体制を含めた適時開示に係る業務体制の整備を図ることが求められます。

1 担当上場会社が発行する上場株券等の当取引所の市場における円滑な流通の確保のため、J-Adviserは、自らが流動性プロバイダーとなる又は担当上場会社が流動性プロバイダーを確保できるよう努めるものとする。

2 前項において担当上場会社が流動性プロバイダーを確保した場合には、J-Adviserは、当該流動性プロバイダーの業務が遂行されるよう支援するものとする。

(特例第318条)

TOKYO PRO Market 上場会社は東証の取引参加者の中から上場後の市場での円滑な流通の確保のため流動性プロバイダーを指定することが求められます。一義的には流動性プロバイダーの確保は申請会社自身に課される義務ですが、担当J-Adviserは自身が流動性プロバイダー要件を満たす場合には自ら流動性プロバイダーになるほか、担当会社が流動性プロバイダーを確保できるよう努めることが求められます。

また、担当会社が流動性プロバイダーを確保した場合、担当J-Adviserは流動性プロバイダーの業務が適切に遂行されるよう支援することが求められます。制度上はJ-Adviserとして行うべき具体的支援内容を定めるものではありませんが、流動性プロバイダーと適切にコミュニケーションを図りながら、J-Adviser及び流動性プロバイダー両者にて、流通市場での担当会社の支援を行うことが望まれます。

J-Adviserは、担当上場会社に係るアナリストレポートが広く発行されるよう努めるものとする。

(特例第319条)

TOKYO PRO Market 上場会社は自社に係るアナリストレポートが定期的に発行されるように努めることが求められますが、J-Adviserは、担当上場会社に係るアナリストレポートが広く発行されるようサポートすることが求められます。制度上は担当J-Adviserとして行うべき具体的な支援内容を定めるものではありませんが、証券アナリストの独立性を確保しつつアナリストレポートが発行されるよう、J-Adviserとして支援を行うことが求められます。

(5) その他の義務

1 J-Adviserは、当取引所との連絡を行う上で適切な事務所1か所を連絡事務所として当取引所に届け出るものとする。

2 J-Adviserは、前項の連絡事務所に、当取引所が行う照会に対する報告その他当取引所との間の連絡に関する事項を担当する連絡担当者を1名選任し、当取引所に届け出るものとする。

3 J-Adviserは、J-Adviserの業務の実施状況及び実施体制に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告しなければならない。

4 J-Adviserは、この特例の適用又は解釈に確信を持たない場合は、早急に当取引所に助言を求めなければならない。

(特例第320条)

東証はJ-Adviserが担当会社に対して適切に助言・指導ができるよう、様々なサポートを実施しております。特にTOKYO PRO Marketに関する規則の適用・解釈にあたりJ-Adviserで判断に迷う事例については、東証においてJ-Adviserからの事前の相談を受け付けます。東証としてJ-Adviserとの連絡をスムーズに行うため、J-Adviserにおける窓口を届け出ることをお願いしているほか、東証からJ-Adviserに係る業務内容について照会を行う場合もあります。また、東証は担当会社を有するJ-Adviserに対して、定期的な実地調査を行います。

J-Adviserは、J-Adviserとして実施した担当会社との主な討議の内容、担当会社に提供した助言及び指導の内容等を含むJ-Adviserの業務に係る内容に関して適切な記録を作成し、当該討議、助言及び指導等を実施した日から5年間保管するものとする。

(特例第321条)

J-Adviserは担当会社に対し、上場準備段階から上場後まで継続して助言・指導を行う義務を負います。J-Adviserの担当会社に対するこうした義務が適切に履行されていることを残す意味において、上場準備段階や上場後における担当会社との討議内容、助言・指導内容について資料の保管をお願いしております。

上場会社が担当J-Adviserを変更するために他のJ-Adviserとの間で第313条に規定する契約を締結しようとする場合には、当該J-Adviserは、あらかじめ、当取引所にその旨を届け出るとともに、当該上場会社が第113条に規定する上場適格性要件を満たしているか及び第2編第3章に規定する義務を満たしているかについて調査及び確認を行い、当該契約の締結後すみやかに、第314条に規定する「上場適格性に関する宣誓書」を作成のうえ、当取引所が必要と認める書類と併せて、当取引所に提出しなければならない。

(特例第322条)

上場会社が何らかの理由において担当J-Adviserの変更を意図する場合には、担当J-Adviserはあらかじめ、その旨を東証に届け出ることを求めています。新たなJ-Adviserは当該上場会社とのJ-Adviser契約の締結に必要な社内手続きを経て、東証に対して「上場適格

性に関する宣誓書」を作成し、提出することが求められます。この場合、TOKYO PRO Market 上場会社の一定の質を確保する観点からも、J-Adviser において実施した上場適格性の調査・確認手続き、その判断結果に関する書類につき、東証に提出することを求めています。

その他、J-Adviser には重大な組織再編や、担当会社との J-Adviser 契約解除に伴う東証への事前報告義務や、各年度の J-Adviser としての事業内容を報告する義務が課されています。

3 J-Adviser の登録に係る費用

J-Adviser の登録にあたっては以下の料金が必要となります。

| 料金 | 金額 |
|----------------|------------------------------------|
| 新規登録料 | 100 万円（税抜き） |
| 年間登録料 （注 1） | （1）担当会社がない場合（注 2） 20 万円（税抜き） |
| | （2）担当会社がある場合（注 2） 担当会社数×20 万円（税抜き） |

（注 1） 年間登録料は 4 月から翌年 3 月までの期間に対応するものとして、4 月の末日までに納入していただきます。

（注 2） 担当会社数は前年 12 月末の担当会社数に応じて計算されます。